

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 45 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
1	別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）		
	[略]	[略]		
	15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(8) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村	15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(8) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村
	[略]	[略]	[略]	[略]
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第 3 条第 1 項の変更の届出の受理	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市	24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第 3 条第 1 項の変更の届出の受理	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 129 909 571"></td> <td data-bbox="909 129 1144 571"> 、陸前高田市  、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 571 1144 619">[略]</td> </tr> </table>		、陸前高田市 、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村	[略]		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 129 1892 571"></td> <td data-bbox="1892 129 2112 571"> 、陸前高田市、<u>釜石市</u>、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1144 571 2112 619">[略]</td> </tr> </table>		、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村	[略]					
	、陸前高田市 、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村													
[略]														
	、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村													
[略]														
2	別表第2（第3条関係） <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 715 1104 762">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 762 909 1161"> 12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務  （1） 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第14号ハ</u>及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定  （2） 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定 </td> <td data-bbox="909 762 1144 1161">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 1161 1144 1209">[略]</td> </tr> </table>	[略]		12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> 及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定 （2） 法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> 及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定	[略]	[略]		別表第2（第3条関係） <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1144 715 2087 762">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 762 1892 1161"> 12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務  （1） 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ハ</u>及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定  （2） 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定 </td> <td data-bbox="1892 762 2112 1161">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1144 1161 2087 1209">[略]</td> </tr> </table>	[略]		12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> 及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定 （2） 法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第16号ニ</u> 及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定	[略]	[略]	
[略]														
12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> 及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定 （2） 法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> 及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定	[略]													
[略]														
[略]														
12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> 及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定 （2） 法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第16号ニ</u> 及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定	[略]													
[略]														
備考 改正部分は、下線の部分である。														

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。